

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.155

令和7年7月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	金属製品製造業	経験年数	2年	年 齢	20歳代
発生年月	令和7年6月		発生時刻	18時台	
発生状況	鉄筋加工の為、研ま材を用いて動力により鉄筋を研磨している時、飛んできた鉄粉が目に入り、痛み、充血、流涙症状を呈した。				
負傷の程度／部位	異物による疾患／眼		休業見込期間 若しくは死亡	6日	



1 原因

目に対する保護具を着用しなかった、または着用方法や保護範囲が不十分であった可能性があること。

研削といしの覆いによる防護箇所が不適切であった可能性があること。

2 対策

研削盤等構造規格には、研削といしの覆いに関する規定がありますが、様々な角度で飛び散る研削粉じんの飛来の防止には、そのみでは不十分なことがあります。

研削作業において発生する研削粉じんの飛来の防止には、保護具の使用が重要です。

(図はイメージ。「職場のあんぜんサイト」より。)

(参考) 労働安全衛生規則 (切削屑の飛来等による危険の防止)

第106条 事業者は、切削屑が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該切削屑を生ずる機械に覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。

◆安全衛生の窓◆

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務付けられ、令和7年6月1日から施行されております。詳しくは以下をご覧ください。

◇ 「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット (全8頁、右)

◇ 「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット (全2頁、下)

